

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第15号

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市春雨墓苑条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、墓地永代使用料にあつては <u>16万円</u> とし、環境整備料にあつては388円とする。	(使用料) 第7条 条例第8条第2項に規定する規則で定める額は、墓地永代使用料にあつては <u>12万円</u> とし、環境整備料にあつては388円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市春雨墓苑条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る墓地永代使用料から適用し、同日前の許可に係る墓地永代使用料については、なお従前の例による。